

岐阜県公報

目 次

告 示

個人県民税及び個人事業税に関する申告期限の延長

(税 務 課)

ページ
一

号 外 (四) 令 和 三 年 二 月 十 二 日

告 示

岐阜県告示第六十六号

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「条例」という。)(第十二条第一項の規定により、令和三年度の条例第二十七条第一項及び第三項から第五項までの規定による個人の県民税の申告並びに条例第四十六条第一項及び第二項の規定による個人の事業税の申告に関する期限を令和三年四月十五日まで延長する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令和三年二月十二日

令和三年二月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社